

各(総合)振興局  
産業振興部長  
地域産業担当部長 } 様

農政部農村振興局事業調整課長

農業農村整備事業等に係る委託業務の打合せ・検査等の取扱いについて(通知)

農業農村整備事業では、令和2年度から受注者の働き方改革の促進及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対策として、受発注者間で遠隔による打合せや現地確認を可能とする情報通信環境の整備を図るため、「農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行について」(令和2年7月29日付け事調第616号)により実施してきたところです。

令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが2類相当から5類に変更され、感染症対策は個人から事業者の判断に委ねることが基本とされましたが、これまでの試行期間においては、モバイルワークによって移動時間の削減や打合せが容易になるなど業務の効率化が図られたところです。

つきましては、今後も、働き方改革に伴う生産性の向上を目的として、次のとおり取扱いを定めましたので適切な事務処理を行ってください。

なお、「農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行について」(令和2年7月29日付け事調第616号)は廃止します。

## 記

### 1 取扱項目

#### (1) 打合せ

「北海道農業土木工事調査測量設計業務共通仕様書 第1～6編 第1章 総則 1-1-11 他 打合せ等」の事項に該当し、モバイルワークにより、出席者が打合せ内容を把握できた場合に、臨場による打合せに代えることが出来るものとする。

#### (2) 設計基本条件検討会

「北海道農業土木工事調査測量設計業務共通仕様書 第2編 第1章 総則 1-2-12 設計基本条件検討会の開催」の事項に該当し、モバイルワークにより、出席者が打合せ内容を把握できた場合に、臨場による設計基本条件検討会に代えることが出来るものとする。

#### (3) 検査

「北海道農業土木工事調査測量設計業務共通仕様書 第1～6編 第1章 総則 1-1-21 他 検査の項目に該当する場合は受託者の立会いが必要となるが、働き方改革に伴う生産性の向上を目的として、Web等を活用した検査の実施については、受委託者間で協議の上、受託者から履行状況、関係資料等について事実の説明を受け、成果品受領の可否の判断ができれば、受託者の立会いがあったものと見なす。

2 適用年月日

令和6年3月1日以降に行われる入札より適用

3 その他

モバイルワークとは、インターネットに接続できるパソコン、タブレット、スマートフォン端末等による映像と音声の双方向通信を行うことをいう。

技術指導係 27-182

設計積算係 27-188

主査（事業契約） 27-168